

『経営の状態を改善する取組をサポートします』

経営力強化保証制度

中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関(金融機関、税理士、診断士等)(※)の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、保証料を減免し、金融面だけでなく、事業者の経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。

※中小企業等経営強化法に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

支援内容

- **保証限度額** : 無担保8千万円、最大で2億8千万円(一般の保証とは同枠)。
- **保証料率** : 一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ
- **保証割合** : 責任共有保証(80%保証)。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は100%保証。
- **保証期間** : 一括返済:1年以内、
分割返済:運転資金5年以内、設備資金7年以内。なお、本制度により保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内。(据置期間はそれぞれ1年以内)

ご利用方法

詳細については以下の窓口まで御連絡ください。

お問い合わせ先

(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL:<http://www.zenshinoren.or.jp/others/nearest.html>